

飼料・飼料原料の集荷業者の皆様へ

販売先の畜産農家が生産する乳・肉・卵が、食品の基準値を超えないよう、以下に気をつけて下さい。

- 飼料の放射性セシウムの暫定許容値は、食品の基準値を超えない畜産物を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いのかを判断する目安です。
- 集荷する飼料や飼料原料の生産地や生産時期、生産方法などの情報を確認し、販売・譲渡先に提供しましょう。
- 集荷する飼料・飼料原料に関して、生産された地域における放射性セシウム濃度の状況は、県にお問い合わせ下さい。

＜飼料の放射性セシウムの暫定許容値＞

牛・馬用飼料	1キログラムあたり 100ベクレル
豚用飼料	1キログラムあたり 80ベクレル
家きん用飼料	1キログラムあたり 160ベクレル

(製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース)

このことに関するお問い合わせは

〇〇県〇〇課

〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇